毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第千七百三十六号
平成十九年二月十五日
木曜日

目次

告示

○広域連合の設立……七三
○救急病院等の認定……七三
○特定高山植物栽培業開始届の提出……七三
○特定高山植物販売業開始届の提出……七三
○土地収用事業の認定……七四
○道路の供用開始（二件）……七五

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……七六
○土地区画整理組合の解散認可……七六

教育委員会

○落札者等の決定について……七六

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……七六

告示

山梨県告示第四十一号

甲府市長、富士吉田市長、都留市長、山梨市長、大月市長、韮崎市長、南アルプス市長、北杜市長、甲斐市長、笛吹市長、上野原市長、甲州市長、中央市長、市川三郷町長、増穂町長、鰍沢町長、早川町長、身延町長、南部町長、昭和町長、道志村長、西桂町長、忍野村長、山中湖村長、鳴沢村長、富士河口湖町長、小菅村長及び丹波山村長から申請のあった山梨県後期高齢者医療広域連合の設立については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第三項の規定により、平成十九年二月一日付けで許可した。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山　本　栄　彦

山梨県告示第四十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人峡南会峡南病院	南巨摩郡鰍沢町千八百六番地

二　認定期間

平成十九年二月二十七日から平成二十二年二月二十六日まで

山梨県告示第四十三号

山梨県高山植物の保護に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十五号）第十条第一項の規定による特定高山植物栽培業開始届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山　本　栄　彦

氏名及び住所	栽培場の所在地	栽培しようとする特定高山植物の種名	開始予定年月日
有限会社信州園芸　代表取締役　宮沢充裕　北杜市白州町下教来石二〇〇五番地一	北杜市白州町下教来石二〇〇五番地一	アツモリソウ及びホテイアツモリ	平成十九年二月一日

山梨県告示第四十四号

山梨県高山植物の保護に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十五号）第十一条第一

項の規定による特定高山植物販売業開始届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山本栄彦

氏名及び住所	営業所の名称及び所在地	販売しようとする特定高山植物の種名	開始予定年月日
有限会社信州園芸　代表取締役　宮沢充裕　北杜市白州町下教来石二〇〇五番地一	有限会社信州園芸　北杜市白州町下教来石二〇〇五番地一	アツモリソウ及びホテイアツモリ	平成十九年二月一日

山梨県告示第四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山本栄彦

一　起業者の名称
富士吉田市

二　事業の種類
（仮称）富士吉田市中央まちかど公園整備事業

三　起業地
1　収用の部分　富士吉田市下吉田字中組地内
2　使用の部分　なし

四　事業を認定した理由
1　法第二十条第一号要件
（仮称）富士吉田市中央まちかど公園整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」であることから法第二十条第一号の要件に該当する。
2　法第二十条第二号要件
起業者は、防衛施設庁から補助金を受け、財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。
3　法第二十条第三号要件
(一)　申請事業の施行により得られる公共の利益
本事業は、地域住民や観光客の憩いの場を創出するとともに、災害時の避難場所とするため公園を整備する事業である。
起業地が存する富士吉田市下吉田地区（以下「本地区」という。）は、国道百三十九号と市道月江寺大明見線が交差する地域であることから、商店及び公共施設が多く、富士吉田市の中心地として発展してきた。しかし、近年、本地区の東側に富士見バイパスが開通し、大型商業施設等ができたため、人通りが少なくなり、商店街が衰退している。
このため、富士吉田市は、第四次総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、本地区を含む中心市街地の活性化を図るため、道路及び公園を整備することとした。
その後、富士吉田市では事業を具体化するため、住民意向調査及び関係各課のヒアリングを行い、高齢者や観光客が散策を楽しみながら休憩や交流ができる新たな公園を整備することとした。
一方、富士吉田市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、本地区は国の防災関係機関及び関係地方自治体により構成されている「富士山火山防災協議会」が作成した「富士山火山防災避難マップ」によると、富士山に雪が積もっている時期には融雪型火山泥流が到達すると見込まれる地域であることから避難場所の整備が必要とされている。
本事業が完成すると、地域住民や観光客の憩いの場となり、地域の活性化が図られるとともに、災害の際には避難場所となると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。
(二)　申請事業の施行により失われる利益
本事業の施行により周辺環境に与える影響は、起業地は商店街や住宅に近いため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、設置する工作物は小規模であり、起業地は既に駐車場として使用されていることから造成工事は最小限とすることができる。また、工事にあたっては、騒音、振動等の発生を抑えるため、低騒音重機を使用することとしており、更に、土曜日、日曜日及び祝日には工事を行わないようする等、適切な対策を講じているものと認められることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認めら

れる。

また、起業者が市教育委員会に確認したところ起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる埋蔵文化財は見受けられなかった。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

起業地は、国道百三十九号と市道月江寺大明見線が交差する地区であることから多くの商店及び公共施設が立地し、古くから市の中心地として発展してきたが、本地区の東側に富士見バイパスが開通し、大型商業施設等が開店したため、地区内の人通りが少なくなり、商店街が衰退している。このため、富士吉田市は、地域活性化のため高齢者や観光客が散策を楽しみながら休憩や交流ができる新たな公園を整備することとし、既に防衛施設庁の補助金を受けて事業に着手している。

また、富士吉田市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、更に、「富士山火山防災協議会」が作成した「富士山火山防災避難マップ」によると、当該地区は富士山に雪が積もっている時期には融雪型火山泥流が到達すると見込まれることから避難場所が必要とされている。

これらのことから、早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、利用者見込み数から必要となる規模から求めており、また、身体に障害のある人に配慮した多目的トイレとする等、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4まで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

富士吉田市役所都市産業部統合事業推進室

山梨県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年三月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山　本　栄　彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市大字万力字一丁田二三一番の三地先から笛吹市大字春日居町鎮目字下町田一二九四番の二地先まで	三二六〇・〇	平成十九年二月十五日

山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年三月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山　本　栄　彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日

県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町大字内船字橇田佷下八六七六番地先から南巨摩郡南部町大字内船字橇田佷下八一三〇番地先まで	一〇七・〇	平成十九年二月十五日

公告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　申請のあった年月日　平成十九年一月二十五日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1　名称　特定非営利活動法人グリーンエネルギー研究会

2　代表者の氏名　西依三德

3　主たる事務所の所在地　都留市小野千二十六番地

4　定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び障害者を対象に、山梨の特徴である急峻な地形による豊富な木材資源の有効活用と、森林により蓄えられた水のエネルギーを活かした再生可能なエネルギーを活用する事業を通じて、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。また、地域の生活や産業で排出するバイオマス廃棄物の再生事業としてBDFや木材チップボイラー等を実用化し、その事業を障害者と共に働く事業所として確立する。さらに、急峻で豊富な水を利用したマイクロ水力発電所の研究や設置にも取り組む。

三　縦覧期間　平成十九年一月二十六日から同年三月二十五日まで

◉土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成十九年二月十五日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　組合の名称

富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合

二　事務所の所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番　富士吉田市役所内

三　解散認可の年月日

平成十九年二月十五日

教育委員会

◉落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年二月十五日

山梨県教育委員会教育長　廣　瀬　孝　嘉

一　落札に係る借入物品等の名称及び数量

県立学校教育情報化推進事業用パソコン等　一式

二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県教育庁高校教育課　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三　落札を決定した日

平成十八年十二月十三日

四　落札者の氏名及び住所

センチュリー・リーシング・システム株式会社　東京都港区浜松町二丁目四番一号

五　落札金額

四百五万三千円（月額）

六　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十八年十一月二日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年二月十五日

山梨県公安委員会

委員長　鶴　田　美　枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　外部通報に関すること。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（犯罪情勢分析室）

第六条の五　警務課に犯罪情勢分析室を附置する。

2　犯罪情勢分析室においては、犯罪情勢分析に係る企画、調査、調整及び指導に関する事務をつかさどる。

第七条第三号中「機関誌の」を「教養資料の調査、収集及び」に改める。

第八条に次の一号を加える。

九　内部通報に関すること。

第十条第六号中「警備業法」を「警備業」に改め、同条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「総合的なサイバー犯罪対策」を「サイバー犯罪」に改め、同号を第十四号とし、同条中第十二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　探偵業に関すること。

第十条の二第二項中「第七号、第十二号」を「第八号」に、「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第十条の三第二項中「第十条第十号、第十一号、第十五号から第十八号まで及び第二十二号」を「第十条第十一号、第十二号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号」を加える。

第十三条第四号中「及び指名手配」を削り、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　犯罪分析に関すること。

第十三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　指名手配に関すること。

第十三条の五第二項中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

第十三条の六及び第十六条の三を削る。

第十六条の四第二項中「第十六条の二第四号」を「前条第四号」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の五を第十六条の四とし、第十六条の六を第十六条の五とする。

第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中「文書管理室」の下に「、犯罪情勢分析室」を加え、「、国際捜査室、暴走族対策室」を削る。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に、「初任総合教養」を「初任補修教養」に改める。

第二十九条第三項中「警部の階級にある警察官」の下に「又はこれに相当する吏員」を加える。

第三十条の二第一項中「甲府警察署、南甲府警察署、南アルプス警察署、笛吹警察署及び富士吉田警察署」を「警察署（北杜警察署、鰍沢警察署、南部警察署及び上野原警察署を除く。）」に改める。

第三十一条第一項中「警察署（甲府警察署、南甲府警察署、南アルプス警察署、笛吹警察署及び富士吉田警察署を除く。）」を「北杜警察署、鰍沢警察署、南部警察署及び上野原警察署」に改める。

第三十二条第一項中「南甲府警察署」の下に「、韮崎警察署」を加え、同条第二項中「又は刑事課」を削る。

第三十二条の二第一項中「南甲府警察署」の下に「、韮崎警察署」を加える。

第三十七条第二項中「五一三人」を「五三七人」に、「一九三人」を「一八四人」に、「七〇六人」を「七二一人」に、「一、一二一人」を「一、〇八八人」に、「一〇三人」を「一一二人」に、「一、二二五人」を「一、二〇〇人」に改める。

別表第一総務の部中

「

総務第一	総務第一
総務第二	総務第二
広聴・広報	広聴・広報
秘書	秘書

」

を

「

秘書	
総務第一	
総務第二	
広聴・広報	

秘書	
総務第一	
総務第二	

に改め、同表警務の部中

「

文書管理室		
	文書第一	文書
	文書第二	文書

広聴・広報	
第一	第二

」を「

文書管理室		犯罪情勢分析室
文書第一	文書第二	犯罪情勢分析
文書第一	文書第二	犯罪情勢分析

」に改め、同表生活安全企画の部中「

生活安全対策室				生活安全捜査室		
生活安全				生活安全捜査		
生活安全第一	生活安全第二	安全広報	サイバー犯罪対策	生活安全捜査第一	生活安全捜査第二	生活安全捜査第三

」を「

生活安全対策室			生活安全捜査室			
生活安全			生活安全捜査			
生活安全第一	生活安全第二	安全広報	生活安全捜査第一	生活安全捜査第二	生活安全捜査第三	サイバー犯罪

」に改め、同表捜査第一の部中「

犯罪分析
犯罪統計・分析

」を「

犯罪分析	
犯罪統計・分析	手口

」に改め、手口の項を削り、同表組織犯罪対策の部を次のように改める。

組織犯罪対策			組織犯罪捜査室				
	企画・指導	情報指定	情報分析	組織犯罪捜査第一			
庶務	企画・指導	情報指定	情報分析	組織犯罪捜査第一	組織犯罪捜査第二	組織犯罪捜査第三	組織犯罪捜査第四

	二　組織犯罪捜査第	五　組織犯罪捜査第
		六　組織犯罪捜査第
	三　組織犯罪捜査第	七　組織犯罪捜査第
		八　組織犯罪捜査第
		九　組織犯罪捜査第
		通訳

別表第一鑑識の部資料の項中「資料」を「指導・資料」に、「身元」を「指導」に改め、同表交通指導の部を次のように改める。

「

交通指導		庶務
	指導取締	指導取締
		放置駐車対策
	交通捜査	指導
		交通捜査
	暴走族対策	暴走族対策
交通反則通告センター	所長補佐	交通反則通告

」

別表第一交通機動隊の部中「富士吉田分駐隊」を削り、同表高速道路交通警察隊の部中

「

		庶務
	企画・運用	企画・運用
	西部	甲府分駐隊
		小淵沢分駐隊
	大月分駐隊	大月分駐隊

」を

「

		庶務・企画
	交通捜査	交通捜査
	西部	甲府分駐隊
	東部	大月分駐隊

」に改め、同表警備第一の部情報第三の項中「情報第二」を削り、同部情報第四の項中「情報第五」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第三十三条関係）

警察署に置く課及び係

警察署	課	係
甲府警察署	会計	会計
		遺失物
	警務	警務

		犯罪被害者支援
	留置管理	留置管理
	生活安全	生活安全
		安全相談
		保安・生活経済
		少年
	地域	庶務
		地域第一
		地域第二
		地域第三
		自動車警ら班
	刑事第一	刑事庶務
		盗犯第一
		盗犯第二
		強行犯第一
		強行犯第二
		鑑識
	刑事第二	知能犯
	組織犯罪対策	組織犯罪対策第

		一
		組織犯罪対策第二
		国際捜査
	交通	企画規制
		指導取締
		事故捜査第一
		事故捜査第二
		事故捜査第三
	警備	警備第一
		警備第二
南甲府警察署	会計	会計
		遺失物
	警務	警務
		犯罪被害者支援
	留置管理	留置管理
	生活安全	生活安全
		安全相談
		保安・生活経済

署	課	係
		少年
	地域	庶務
		地域第一
		地域第二
		地域第三
		自動車警ら班
	刑事第一	刑事庶務
		盗犯第一
		盗犯第二
		強行犯第一
		強行犯第二
		鑑識
	刑事第二	知能犯
	組織犯罪対策	組織犯罪対策第一
		組織犯罪対策第二
		国際捜査
	交通	企画規制
		指導取締

署	課	係
		事故捜査第一
		事故捜査第二
		事故捜査第三
	警備	警備第一
		警備第二
南アルプス警察署	会計	会計
	警務	警務
		犯罪被害者支援
		留置管理
	生活安全	生活安全
	地域	地域
		自動車警ら班
	刑事	刑事庶務
		捜査
		組織犯罪対策
		鑑識
	交通	交通第一
		交通第二
	警備	警備

韮崎警察署	会計	会計
	警務	警務
		犯罪被害者支援
		留置管理
	生活安全	生活安全
		安全相談
		少年
	地域	庶務
		地域第一
		地域第二
		地域第三
		自動車警ら班
	刑事第一	刑事庶務
		盗犯
		強行犯
		鑑識
	刑事第二	知能犯
		組織犯罪対策
	交通	企画規制
		指導取締
		事故捜査
	警備	警備第一
		警備第二
北杜警察署	警務	会計
		警務
		警備
	刑事生活安全	生活安全
		捜査
		鑑識
	地域	地域
		自動車警ら班
	交通	交通
鰍沢警察署	警務	会計
		警務
		警備
	刑事生活安全	生活安全
		捜査
		鑑識

	地域	地域
		自動車警ら班
	交通	交通
南部警察署	警務	会計
		警務
		警備
	刑事生活安全	生活安全
		捜査
		鑑識
	地域	地域
		自動車警ら班
	交通	交通
笛吹警察署	会計	会計
	警務	警務
		犯罪被害者支援
		留置管理
	生活安全	生活安全
		安全相談
		少年

	地域	庶務
		地域第一
		地域第二
		地域第三
		自動車警ら班
	刑事第一	刑事庶務
		盗犯
		強行犯
		鑑識
	刑事第二	知能犯
		組織犯罪対策
	交通	企画規制
		指導取締
		事故捜査
	警備	警備第一
		警備第二
日下部警察署	会計	会計
	警務	警務
		犯罪被害者支援

		留置管理
	生活安全	生活安全
	地域	地域
		自動車警ら班
	刑事	刑事庶務
		捜査
		組織犯罪対策
		鑑識
	交通	交通第一
		交通第二
	警備	警備
富士吉田警察署	会計	会計
	警務	警務
		犯罪被害者支援
		留置管理
	生活安全	生活安全
		安全相談
		少年
	地域	庶務

		地域第一
		地域第二
		地域第三
		自動車警ら班
	刑事第一	刑事庶務
		盗犯
		強行犯
		鑑識
	刑事第二	知能犯
		組織犯罪対策
	交通	企画規制
		指導取締
		事故捜査
	警備	警備第一
		警備第二
大月警察署	会計	会計
	警務	警務
		犯罪被害者支援
		留置管理

	生活安全	生活安全
	地域	地域
		自動車警ら班
	刑事	刑事庶務
		捜査
		組織犯罪対策
		鑑識
	交通	交通第一
		交通第二
	警備	警備
上野原警察署	警務	会計
		警務
		警備
	刑事生活安全	生活安全
		捜査
		鑑識
	地域	地域
		自動車警ら班
	交通	交通

別表第三（第三十四条関係）

警察署名	名称	位置	所管区
甲府警察署	甲府駅前交番	甲府市丸の内一丁目1番9号	甲府市のうち北口一丁目、北口二丁目、北口三丁目、宮前町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、中央一丁目、元紺屋町及び愛宕町
	寿交番	甲府市宝二丁目26番16号	甲府市のうち宝一丁目、宝二丁目、中央四丁目（街区符号9番から12番までに限る。）、中央五丁目（街区符号8番に限る。）、寿町、相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目（街区符号1番から6番までに限る。）、青沼一丁目（街区符号2番から5番まで並びに1番及び6番の一部に限る。）、若松町、飯田一丁目、飯田二丁目、飯田三丁目、飯田四丁目及び飯田五丁目
	城東交番	甲府市城東三丁目15番31号	甲府市のうち中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目（街区符号9番から12番までを除く。）、中央五丁目（街区符号8番を除く。）、城東一丁目、城東二丁目、城東三丁目、城東四丁目及び城東五丁目
	酒折交番	甲府市横根町七の一	甲府市のうち善光寺町、善光寺一丁目、善光寺二丁目、善光寺三丁目、砂田町、東光寺町、東光寺一丁目、東光寺二丁目、東光寺三丁目、酒折町、酒折一丁目、酒折二丁目、酒折三丁目、和戸町及び横根町
	山の手交番	甲府市美咲一丁目11番27号	甲府市のうち天神町、美咲一丁目、美咲二丁目（街区符号1番から13番までに限る。）、朝日一丁目、朝日二丁目

			、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、武田一丁目、武田二丁目、武田三丁目、武田四丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、大和町、塩部一丁目、塩部二丁目、塩部三丁目及び塩部四丁目
	千塚交番	甲府市千塚一丁目2番15号	甲府市のうち千塚一丁目、千塚二丁目、千塚三丁目、千塚四丁目、千塚五丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、湯村一丁目、湯村二丁目、湯村三丁目、音羽町、羽黒町及び山宮町
	池田交番	甲府市新田町一の三	甲府市のうち荒川一丁目、荒川二丁目、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、中村町、長松寺町、金竹町、新田町、下飯田一丁目、下飯田二丁目、下飯田三丁目、下飯田四丁目及び下河原町
	貢川交番	甲府市上石田一丁目5番16号	甲府市のうち上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、下石田二丁目、高畑一丁目、高畑二丁目、貢川本町、富竹一丁目、富竹二丁目、富竹三丁目、富竹四丁目、貢川一丁目及び貢川二丁目
	甲運警察官駐在所	甲府市川田町一三六の四	甲府市のうち川田町及び桜井町
	北新警察官駐在所	甲府市北新一丁目1番16号	甲府市のうち北新一丁目、北新二丁目、小松町、西田町、屋形一丁目、美咲二丁目（街区符号1番から13番までを除く。）及び和田町
	相川警察官駐在所	甲府市古府中町六〇〇二の七	甲府市のうち上積翠寺町、下積翠寺町、塚原町、岩窪町、古府中町、大手一丁目、大手二丁目、大手三丁目、屋形

			二丁目及び屋形三丁目
	徳行警察官駐在所	甲府市徳行一丁目4番20号	甲府市のうち徳行一丁目、徳行二丁目、徳行三丁目、徳行四丁目及び徳行五丁目
	昇仙峡警察官駐在所	甲府市平瀬町三四六七	甲府市のうち上帯那町、下帯那町、平瀬町、塔岩町、竹日向町、高成町、御岳町、川窪町、猪狩町、草鹿沢町、黒平町及び高町
	甲府駅北口連絡所	甲府市北口二丁目2番7号	
南甲府警察署	湯田交番	甲府市湯田二丁目11番10号	甲府市のうち相生三丁目（街区符号1番から6番までを除く。）、伊勢一丁目、伊勢二丁目、伊勢三丁目、伊勢四丁目、朝気一丁目、朝気二丁目、朝気三丁目、幸町、青沼一丁目（街区符号2番から5番まで並びに1番及び6番の一部を除く。）、青沼二丁目、青沼三丁目、太田町、湯田一丁目、湯田二丁目、南口町、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目（街区符号6番（1号から31号までを除く。）、7番から13番まで、15番、16番（27号から32号までに限る。）及び19番（1号から16号までを除く。）に限る。）及び青葉町
	小瀬交番	甲府市小瀬町一〇七九	甲府市のうち中小河原町、中小河原一丁目、小瀬町、下鍛冶屋町、下小河原町、住吉五丁目（街区符号6番（1号から31号までを除く。）、7番から13番まで、15番、16番（27号から32号までに限る。）及び19番（1号から16号までを除く。）を除く。）、上町、中

		町、上今井町、下今井町、住吉本町、増坪町、西油川町、落合町、小曲町及び東下条町
昭和国母交番	中巨摩郡昭和町西条五一〇四	甲府市のうち高畑三丁目、国母一丁目、国母二丁目、国母三丁目、国母四丁目、国母五丁目、国母六丁目、国母七丁目及び国母八丁目並びに中巨摩郡昭和町のうち清水新居及び西条（一から一八八まで及び二一五三から五四〇九まで（四二四八から四三三七までを除く。）に限る。）
玉諸警察官駐在所	甲府市上阿原町五六三	甲府市のうち蓬沢一丁目、蓬沢町、里吉一丁目、里吉二丁目、里吉三丁目、里吉四丁目、里吉町、西高橋町、七沢町、上阿原町、国玉町及び向町
大里警察官駐在所	甲府市西下条町一九八の二	甲府市のうち大里町（通称北耕地、二日市場（県道甲府玉穂中道線以北の地区に限る。）及び荒川以東の地区を除く。）、大津町、宮原町（一五一の二から一五一の一七まで、一七五、一八〇の二及び二〇〇から一三六〇までに限る。）、堀之内町、高室町及び西下条町
大国警察官駐在所	甲府市後屋町五二四の二	甲府市のうち上小河原町、上条新居町、古上条町、後屋町、大里町（通称北耕地、二日市場（県道甲府玉穂中道線以北の地区に限る。）及び荒川以東の地区に限る。）及び宮原町（一五一の二から一五一の一七まで、一七五、一八〇の二及び二〇〇から一三六〇までを除く。）
右左口警察	甲府市右左口町	甲府市のうち右左口町、中畑町、上向

官駐在所	一三三一	山町、下向山町及び心経寺町
上曽根警察官駐在所	甲府市上曽根町一九〇四の一	甲府市のうち白井町、上曽根町及び下曽根町
上九一色警察官駐在所	甲府市梯町二七一	甲府市のうち梯町及び古関町
小井川警察官駐在所	中央市布施三三七九の四	中央市のうち布施（通称新町を除く。）及び山之神
花輪警察官駐在所	中央市西花輪四四	中央市のうち東花輪、西花輪、大田和、藤巻、今福新田、馬籠、臼井阿原、今福及び布施（通称新町に限る。）
下河東警察官駐在所	中央市下河東六二〇	中央市のうち上三條、下三條、下河東、一町畑、町之田及び乙黒
成島警察官駐在所	中央市成島一八〇〇の二	中央市のうち西新居、中楯、成島、極楽寺、井之口及び若宮
豊富警察官駐在所	中央市大鳥居四五五六の一	中央市のうち浅利、高部、木原、大鳥居及び関原
西条警察官駐在所	中巨摩郡昭和町西条一四八一の六	中巨摩郡昭和町のうち西条（一から一八八まで及び二一五三から五四〇九まで（四二四八から四三三七までを除く。）、西条新田、築地新居、押越及び紙漉阿原
押原警察官駐在所	中巨摩郡昭和町河東中島一五九六の六	中巨摩郡昭和町のうち河東中島、河西、上河東及び飯喰
太田町連絡所	甲府市太田町10番15号	

南アルプス警察署	署所在地	南アルプス市十五所七五九の二	南アルプス市のうち十五所、吉田、沢登、上今井、小笠原（滝沢川以北の地区に限る。）、桃園、曲輪田及び上宮地
	小笠原警察官駐在所	南アルプス市小笠原七七九の五	南アルプス市のうち小笠原（滝沢川以北の地区を除く。）及び山寺
	野之瀬警察官駐在所	南アルプス市上市之瀬六六の一	南アルプス市のうち上市之瀬、中野、上野、平岡、高尾、下市之瀬及びあやめが丘
	百田警察官駐在所	南アルプス市百々二六八六の五	南アルプス市のうち百々及び上八田
	源警察官駐在所	南アルプス市有野三三七九の二	南アルプス市のうち飯野新田、曲輪田新田、築山、有野、須沢、大嵐、駒場及び塩前
	今諏訪警察官駐在所	南アルプス市上今諏訪一三三五の二	南アルプス市のうち上今諏訪、下今諏訪及び西野
	巨摩警察官駐在所	南アルプス市飯野二八九一の二	南アルプス市のうち在家塚及び飯野
	大井警察官駐在所	南アルプス市古市場六一四の五	南アルプス市のうち古市場、鮎沢、下宮地及び江原
	南湖警察官駐在所	南アルプス市東南湖三二七二	南アルプス市のうち東南湖、西南湖、和泉、田島及び高田新田
	落合警察官駐在所	南アルプス市落合二九五の一	南アルプス市のうち落合、湯沢、塚原、川上及び秋山
	五明警察官駐在所	南アルプス市荊沢一二五七	南アルプス市のうち荊沢、大師、清水、戸田及び宮沢
	三田警察官駐在所	南アルプス市寺部一四四の一	南アルプス市のうち十日市場、寺部（通称今井、中西及び御崎を除く。）、加賀美、浅原及び藤田
	鏡中条警察官駐在所	南アルプス市鏡中条七〇四の一	南アルプス市のうち鏡中条、下今井及び寺部（通称今井、中西及び御崎に限る。）
	八田警察官駐在所	南アルプス市野牛島一九一二の八	南アルプス市のうち野牛島、六科、榎原、徳永、上高砂及び下高砂
	芦安警察官駐在所	南アルプス市芦安芦倉七六九	南アルプス市のうち芦安芦倉及び芦安安通
韮崎警察署	韮崎駅前交番	韮崎市若宮一丁目1番6号	韮崎市のうち上祖母石、下祖母石、一ツ谷、水神一丁目、水神二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、中央町、富士見ヶ丘一丁目、富士見ヶ丘二丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、中島一丁目、中島二丁目、栄一丁目、栄二丁目、上ノ山及び岩下
	竜王交番	甲斐市篠原二三二三の一	甲斐市のうち竜王、竜王新町、篠原、富竹新田、万才、名取、西八幡及び玉川
	円野警察官駐在所	韮崎市円野町下円井五七四の一	韮崎市のうち円野町上円井、円野町下円井、円野町入戸野、清哲町折居、清哲町青木、清哲町水上、清哲町樋ノ口及び穴山町（通称西河原に限る。）
	旭警察官駐在所	韮崎市旭町上条中割一〇五三の四	韮崎市のうち旭町上条北割、旭町上条中割、旭町上条南割、神山町北宮地、神山町鍋山及び神山町武田

	竜岡警察官駐在所	韮崎市竜岡町下条東割八二二の二	韮崎市のうち竜岡町若尾新田、竜岡町下条東割、竜岡町下条南割、大草町若尾、大草町上条東割、大草町下条中割及び大草町下条西割
	穂坂警察官駐在所	韮崎市穂坂町宮久保六一一一の一	韮崎市のうち穂坂町上今井、穂坂町長久保、穂坂町三ツ沢、穂坂町宮久保、穂坂町三之蔵及び穂坂町柳平
	穴山警察官駐在所	韮崎市穴山町四三八五の二	韮崎市のうち穴山町（通称西河原を除く。）、中田町小田川及び中田町中条
	藤井警察官駐在所	韮崎市藤井町北下条四九一の四	韮崎市のうち藤井町南下条、藤井町坂井、藤井町駒井及び藤井町北下条
	敷島北警察官駐在所	甲斐市島上条一七七一の二	甲斐市のうち島上条、境、大久保、天狗沢、牛句、亀沢、打返、漆戸、獅子平、上菅口、下菅口、安寺、神戸、下福沢、上福沢、下芦沢、上芦沢、中下条（通称大栄に限る。）、吉沢及び千田
	敷島南警察官駐在所	甲斐市中下条一三二二の二	甲斐市のうち長塚、大下条及び中下条（通称大栄を除く。）
	登美警察官駐在所	甲斐市竜地六五六一の五	甲斐市のうち大垈（双葉高原団地内に限る。）及び竜地
	塩崎警察官駐在所	甲斐市下今井二三八	甲斐市のうち下今井、志田、宇津谷、岩森、菖蒲沢、団子新居及び大垈（双葉高原団地内を除く。）
北杜警察署	署所在地	北杜市長坂町長坂上条二五七五の七九	北杜市のうち長坂町長坂上条、長坂町中丸、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町小荒間、長坂町白井沢、長坂町大井ヶ森及び長坂町中島

	朝神警察官駐在所	北杜市明野町浅尾新田一四九九	北杜市のうち明野町浅尾、明野町浅尾新田、明野町上神取及び明野町下神取
	上手警察官駐在所	北杜市明野町上手二一四一の三	北杜市のうち明野町上手、明野町小笠原及び明野町三之蔵
	若神子警察官駐在所	北杜市須玉町若神子七の一	北杜市のうち須玉町若神子、須玉町上津金、須玉町下津金、須玉町穴平、須玉町若神子新町及び須玉町境之沢
	穂足警察官駐在所	北杜市須玉町藤田三九七の三	北杜市のうち須玉町藤田、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町大蔵及び須玉町東向
	増富警察官駐在所	北杜市須玉町比志三九三六の一三	北杜市のうち須玉町小尾、須玉町比志及び須玉町江草
	清里警察官駐在所	北杜市高根町清里三五四五の一	北杜市のうち高根町浅川、高根町清里及び大泉町西井出（川俣川以東の地区に限る。）
	高根警察官駐在所	北杜市高根町箕輪新町四八三の一三	北杜市のうち高根町箕輪、高根町箕輪新町、高根町村山東割、高根町村山西割、高根町村山北割、高根町蔵原、高根町小池、高根町五町田、高根町上黒沢、高根町下黒沢、高根町東井出、高根町長沢、高根町堤及び高根町川俣
	日野春警察官駐在所	北杜市長坂町塚川二八一九の三一	北杜市のうち長坂町富岡、長坂町塚川、長坂町渋沢、長坂町日野及び長坂町長坂下条
	大泉警察官駐在所	北杜市大泉町谷戸二九六六の一	北杜市のうち大泉町谷戸及び大泉町西井出（川俣川以東の地区を除く。）
	台ヶ原警察	北杜市白州町台	北杜市のうち白州町白須、白州町台ヶ

	官駐在所	ヶ原二二一〇の二	原、白州町花水、白州町大坊及び白州町横手
	鳳来警察官駐在所	北杜市白州町下教来石四八の二	北杜市のうち白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原及び白州町大武川
	武川警察官駐在所	北杜市武川町三吹二一二〇の三	北杜市のうち武川町
	小淵沢警察官駐在所	北杜市小淵沢町八一六二の一	北杜市のうち小淵沢町
鰍沢警察署	署所在地	南巨摩郡増穂町最勝寺一三〇六	南巨摩郡鰍沢町のうち鰍沢町の地区（通称小柳川、国見平、鬼島、日向、梅久保及び久保沢を除く。）並びに南巨摩郡増穂町のうち小室及び高下
	市川大門交番	西八代郡市川三郷町市川大門五八〇の三	西八代郡市川三郷町のうち市川大門、印沢、高田、下芦川、三帳、高萩、垈、中山及び畑熊
	大同警察官駐在所	西八代郡市川三郷町黒沢三一五の二	西八代郡市川三郷町のうち下大鳥居、八之尻、黒沢及び山保並びに南巨摩郡鰍沢町のうち駅前通一丁目及び駅前通二丁目
	上野警察官駐在所	西八代郡市川三郷町上野一一三二	西八代郡市川三郷町のうち上野及び大塚
	岩間警察官駐在所	西八代郡市川三郷町岩間九五一の一	西八代郡市川三郷町のうち岩間、落居、楠甫、宮原、葛篭沢、鴨狩津向、五八、岩下及び寺所
	青柳警察官駐在所	南巨摩郡増穂町青柳町一三三三	南巨摩郡増穂町のうち長沢、大椚及び青柳町

		の一	
	最勝寺警察官駐在所	南巨摩郡増穂町最勝寺三五一の六	南巨摩郡増穂町のうち天神中条及び最勝寺（通称寺尾を除く。）
	巻米警察官駐在所	南巨摩郡増穂町巻米一五三九の一	南巨摩郡増穂町のうち巻米、小林、平林、大久保及び最勝寺（通称寺尾に限る。）
	五開警察官駐在所	南巨摩郡鰍沢町五六三九の六〇	南巨摩郡鰍沢町のうち箱原、柳川、鳥屋、長知沢、十谷、鹿島及び旧鰍沢町の地区（通称小柳川、国見平、鬼島、日向、梅久保及び久保沢に限る。）
南部警察署	署所在地	南巨摩郡南部町南部九三三五の一	南巨摩郡南部町のうち南部、大和、塩沢、中野、本郷、成島、内船、上佐野、下佐野及び井出
	本建警察官駐在所	南巨摩郡早川町高住六一七の二	南巨摩郡早川町及び南巨摩郡身延町のうち身延（四二一七の一に限る。）
	久那土警察官駐在所	南巨摩郡身延町三沢一〇八〇の一	南巨摩郡身延町のうち三沢、車田、樋田、熊沢、久保、嶺、大山、山家、切房木、道、水船、芝草、上田原、古関（通称丸畑のうち町道田上線西側の地区を除く。）、根子、釜額（本栖湖区域（山梨県警察組織条例別表に規定する本栖湖区域をいう。以下同じ。）に係る地区を除く。）、中之倉（本栖湖区域に係る地区を除く。）、瀬戸、折門、八坂及び大磯小磯
	常葉警察官駐在所	南巨摩郡身延町常葉六〇二二	南巨摩郡身延町のうち常葉、杉山、北川、一色、清沢、大炊平、岩欠、市之瀬及び古関（通称丸畑のうち町道田上線西側の地区に限る。）

	下部警察官駐在所	南巨摩郡身延町下部九九六	南巨摩郡身延町のうち下部、波高島、湯之奥、上之平、桃ケ窪、大子及び川向
	西島警察官駐在所	南巨摩郡身延町西島一一五一の一	南巨摩郡身延町のうち西島及び大塩
	切石警察官駐在所	南巨摩郡身延町切石二七五	南巨摩郡身延町のうち平須、久成、手打沢、日向南沢、寺沢、切石、夜子沢、矢細工、古長谷、福原、梨子、江尻窪、中山、遅沢、八日市場、伊沼、飯富、下田原及び宮木
	下山警察官駐在所	南巨摩郡身延町下山一一三五三の四	南巨摩郡身延町のうち下山及び粟倉
	身延山警察官駐在所	南巨摩郡身延町身延三五六七	南巨摩郡身延町のうち身延（四二一七の一を除く。）、小田船原、門野、大城、相又、横根中、光子沢及び清子
	梅平警察官駐在所	南巨摩郡身延町梅平六五一の一	南巨摩郡身延町のうち梅平、波木井及び大野
	身延駅前警察官駐在所	南巨摩郡身延町角打五三七の五	南巨摩郡身延町のうち角打、和田、樋之上、大島、丸滝、帯金、大崩、大垈、椿草里、下八木沢及び上八木沢
	富河警察官駐在所	南巨摩郡南部町福士二八五一五	南巨摩郡南部町のうち楮根及び福士
	万沢警察官駐在所	南巨摩郡南部町万沢五二〇四の一	南巨摩郡南部町のうち万沢及び十島
	新倉連絡所	南巨摩郡早川町新倉一二二の一	
	古関連絡所	南巨摩郡身延町古関一三九の一	
	飯富連絡所	南巨摩郡身延町飯富一二九二の三	
	内船駅前連絡所	南巨摩郡南部町内船七七六九の三	
笛吹警察署	署所在地	笛吹市石和町市部五五五	笛吹市のうち石和町川中島、石和町八田、石和町市部、石和町四日市場、石和町窪中島、石和町松本、石和町山崎、石和町上平井、石和町下平井、石和町中川及び石和町広瀬
	富士見警察官駐在所	笛吹市石和町河内七一の二	笛吹市のうち石和町小石和、石和町唐柏、石和町河内、石和町今井、石和町東高橋、石和町東油川、石和町砂原及び石和町井戸
	黒駒警察官駐在所	笛吹市御坂町上黒駒八四四の二	笛吹市のうち御坂町上黒駒、御坂町下黒駒、御坂町藤野木及び御坂町尾山
	花鳥警察官駐在所	笛吹市御坂町竹居二三四八	笛吹市のうち八代町奈良原、八代町竹居、八代町高家、御坂町大野寺及び御坂町竹居
	錦生警察官駐在所	笛吹市御坂町夏目原七一八	笛吹市のうち御坂町八千蔵、御坂町二之宮、御坂町井之上、御坂町夏目原、御坂町栗合、御坂町蕎麦塚、御坂町下野原、御坂町金川原、御坂町成田及び御坂町国衙

	金田警察官駐在所	笛吹市一宮町金田一一四三の八	笛吹市のうち一宮町金田、一宮町東原、一宮町橋立、一宮町竹原田、一宮町坪井、一宮町田中、一宮町下矢作及び一宮町国分
	浅間警察官駐在所	笛吹市一宮町塩田四五五の五	笛吹市のうち一宮町土塚、一宮町塩田、一宮町市之蔵、一宮町金沢、一宮町狐新居、一宮町東新居、一宮町神沢、一宮町石、一宮町千米寺、一宮町新巻、一宮町地蔵堂及び一宮町末木
	相興警察官駐在所	笛吹市一宮町中尾七六六	笛吹市のうち一宮町中尾、一宮町南野呂、一宮町北野呂、一宮町上矢作、一宮町小城、一宮町北都塚、一宮町一ノ宮及び一宮町本都塚
	八代警察官駐在所	笛吹市八代町南四三一の一	笛吹市のうち八代町南、八代町北、八代町岡、八代町大間田、八代町増利、八代町米倉及び八代町永井
	境川警察官駐在所	笛吹市境川町藤垈二二九二の一	笛吹市のうち境川町大黒坂、境川町小黒坂、境川町小山、境川町前間田、境川町石橋、境川町三椚、境川町大坪、境川町大窪、境川町藤垈、境川町坊ヶ峯及び境川町寺尾
	春日居警察官駐在所	笛吹市春日居町熊野堂二三五の五	笛吹市のうち春日居町熊野堂、春日居町下岩下、春日居町別田、春日居町桑戸、春日居町小松、春日居町加茂、春日居町寺本、春日居町国府、春日居町鎮目及び春日居町徳条
	芦川警察官駐在所	笛吹市芦川町中芦川六五九の三	笛吹市のうち芦川町上芦川、芦川町新井原、芦川町中芦川及び芦川町鶯宿
日下部警察署	署所在地	山梨市北二六一	山梨市のうち七日市場、下井尻、東、西、南、北、市川、江曽原、大工、堀の内、水口及び切差
	山梨市駅前交番	山梨市上神内川七二の七	山梨市のうち小原東（県道万力小屋敷線以東であり、かつ、県道休息山梨線以北である地区を除く。）、小原西、上神内川、下神内川、大野、上石森及び下石森
	塩山駅前交番	甲州市塩山上於曽一七一三の一	甲州市のうち塩山上於曽、塩山下於曽、塩山赤尾、塩山上塩後、塩山下塩後、塩山下萩原（通称萩原山二五三五を除く。）、塩山西広門田、塩山西野原、塩山熊野及び塩山牛奥（通称牛奥山五五三二の一及び五五三二の四二から五五三二の四七までを除く。）
	東山梨駅前警察官駐在所	山梨市上之割一八四の五	山梨市のうち小原東（県道万力小屋敷線以東であり、かつ、県道休息山梨線以北である地区に限る。）、鴨居寺、三ケ所、上之割及び東後屋敷
	落合警察官駐在所	山梨市落合一	山梨市のうち落合、上岩下、山根、矢坪、万力及び正徳寺
	日川警察官駐在所	山梨市歌田一	山梨市のうち一町田中、歌田、上栗原、下栗原及び中村
	牧丘警察官駐在所	山梨市牧丘町窪平二六七の三	山梨市のうち牧丘町窪平、牧丘町、牧丘町室伏、牧丘町千野々宮、牧丘町杣口、牧丘町成沢及び牧丘町城古寺
	牧平警察官駐在所	山梨市牧丘町牧平四六〇の一	山梨市のうち牧丘町牧平、牧丘町北原、牧丘町西保中、牧丘町西保下、牧丘町倉科及び牧丘町柳平
	三富警察官駐在所	山梨市三富下釜口二五八の四	山梨市のうち三富上柚木、三富下荻原、三富徳和、三富下釜口、三富川浦及

			び三富上釜口
	千野警察官駐在所	甲州市塩山千野五二〇	甲州市のうち塩山上粟生野、塩山下粟生野、塩山平沢、塩山福生里、塩山竹森及び塩山千野
	神金警察官駐在所	甲州市塩山上萩原一四五五の一	甲州市のうち塩山上萩原（通称萩原山四七八三の一及び通称日川四七八四を除く。）、塩山中萩原（通称萩原山四〇八一の一を除く。）、塩山上小田原、塩山下小田原及び塩山一ノ瀬高橋
	松里警察官駐在所	甲州市塩山小屋敷二二九九の二	甲州市のうち塩山三日市場、塩山小屋敷、塩山藤木、塩山下柚木及び塩山上井尻
	勝沼警察官駐在所	甲州市勝沼町勝沼七五六の九	甲州市のうち勝沼町勝沼、勝沼町等々力（二二〇四から二三八六の三二を除く。）及び勝沼町深沢
	祝警察官駐在所	甲州市勝沼町下岩崎九四九	甲州市のうち勝沼町上岩崎、勝沼町下岩崎及び勝沼町藤井
	勝沼ぶどう郷駅前警察官駐在所	甲州市勝沼町菱山三〇五〇の二	甲州市のうち勝沼町菱山、勝沼町中原、勝沼町小佐手、勝沼町山、勝沼町休息、勝沼町錦塚及び勝沼町等々力（二二〇四から二三八六の三二までに限る。）
	大和警察官駐在所	甲州市大和町初鹿野一六六八の一	甲州市のうち塩山下萩原（通称萩原山二五三五に限る。）、塩山牛奥（通称牛奥山五五三二の一及び五五三二の四二から五五三二の四七までに限る。）、塩山上萩原（通称萩原山四七八三の一及び通称日川四七八四に限る。）、塩山中萩原（通称萩原山四〇八一の一に限る。）、大和町木賊、大和町田野

			、大和町初鹿野、大和町日影及び大和町鶴瀬
富士吉田警察署	署所在地	富士吉田市松山五丁目10番13号	富士吉田市のうち竜ケ丘三丁目（街区符号7番から9番までに限る。）、上吉田、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、上吉田七丁目、松山、松山一丁目、松山二丁目、松山三丁目、松山四丁目、松山五丁目、新西原一丁目、新西原二丁目、新西原三丁目、新西原四丁目、新西原五丁目、ときわ台一丁目、ときわ台二丁目及び新屋並びに南都留郡富士河口湖町のうち船津（富士急ハイランド施設内に限る。）
	月江寺交番	富士吉田市緑ケ丘一丁目4番18号	富士吉田市のうち竜ケ丘一丁目、竜ケ丘二丁目、竜ケ丘三丁目（街区符号7番から9番までを除く。）まで、緑ケ丘一丁目、緑ケ丘二丁目、旭一丁目、旭二丁目、旭三丁目、旭四丁目、旭五丁目、下吉田及び新倉
	河口湖交番	南都留郡富士河口湖町船津六七一三の一五二	南都留郡富士河口湖町のうち船津（富士急ハイランド施設内を除く。）、浅川、小立、勝山、長浜、西湖、西湖南、西湖西及び大嵐
	上暮地警察官駐在所	富士吉田市上暮地一丁目19番3号	富士吉田市のうち上暮地一丁目、上暮地二丁目、上暮地三丁目、上暮地四丁目、上暮地五丁目、上暮地六丁目、上暮地七丁目及び上暮地八丁目
	明見第一警察官駐在所	富士吉田市大明見二八七の三	富士吉田市のうち大明見

	明見第二警察官駐在所	富士吉田市小明見二九四九の三七	富士吉田市のうち小明見
	河口警察官駐在所	南都留郡富士河口湖町河口一一三三	南都留郡富士河口湖町のうち河口及び大石
	忍野警察官駐在所	南都留郡忍野村忍草一四一五の二	南都留郡忍野村
	山中湖警察官駐在所	南都留郡山中湖村平野五〇六の二九六	南都留郡山中湖村
	鳴沢警察官駐在所	南都留郡鳴沢村三七五九の一	南都留郡鳴沢村
	本栖警察官駐在所	南都留郡富士河口湖町本栖一八	南巨摩郡身延町のうち本栖湖区域並びに南都留郡富士河口湖町のうち精進、本栖及び富士ケ嶺
大月警察署	大月駅前交番	大月市大月一丁目21番16号	大月市のうち大月町大月、大月町駒橋、大月一丁目、大月二丁目、大月三丁目、駒橋一丁目、駒橋二丁目、駒橋三丁目、御太刀一丁目、御太刀二丁目、大月町花咲、大月町真木、賑岡町奥山、賑岡町浅利、賑岡町岩殿、賑岡町畑倉、賑岡町強瀬、賑岡町ゆりヶ丘、七保町下和田、猿橋町桂台一丁目、猿橋町桂台二丁目及び猿橋町桂台三丁目
	上谷交番	都留市上谷二丁目1番7号	都留市のうち上谷一丁目、上谷二丁目、上谷三丁目、上谷四丁目、上谷五丁目、上谷六丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、つる一丁目、つる二丁目、つる三丁目、つる四丁目、つる五丁目、下谷一丁目、下谷二丁目、下谷三丁目、下谷四丁目、上谷、下谷、川棚及び四日市場
	東桂警察官駐在所	都留市桂町七九三の四	都留市のうち夏狩、桂町、鹿留、境及び十日市場
	住吉警察官駐在所	都留市法能四〇四の九	都留市のうち法能、戸沢、玉川、大野及び小野
	宝警察官駐在所	都留市中津森七一九	都留市のうち厚原、加畑、大幡、中津森、金井及び平栗
	盛里警察官駐在所	都留市朝日馬場三〇四の三	都留市のうち盛里、与縄、朝日馬場及び朝日曽雌
	禾生警察官駐在所	都留市古川渡五三〇の三	都留市のうち古川渡、川茂、小形山、井倉、田野倉及び大原
	笹子警察官駐在所	大月市笹子町黒野田一三二四	大月市のうち笹子町黒野田、笹子町白野及び笹子町吉久保
	初狩警察官駐在所	大月市初狩町中初狩一九八の九	大月市のうち初狩町中初狩及び初狩町下初狩
	梁川警察官駐在所	大月市梁川町綱之上七六四	大月市のうち梁川町塩瀬、梁川町立野、梁川町綱之上及び梁川町新倉
	富浜警察官駐在所	大月市富浜町鳥沢二七五七	大月市のうち富浜町鳥沢、富浜町宮谷及び猿橋町小篠
	七保警察官駐在所	大月市七保町林九三三の三	大月市のうち七保町奈良子、七保町駒宮、七保町浅川、七保町林、七保町葛野及び七保町瀬戸

	猿橋警察官駐在所	大月市猿橋町猿橋一九一の五	大月市のうち猿橋町猿橋、猿橋町伊良原、猿橋町藤崎、猿橋町朝日小沢、猿橋町殿上及び猿橋町小沢
	西桂警察官駐在所	南都留郡西桂町小沼一五九二の三	南都留郡西桂町
	道志警察官駐在所	南都留郡道志村八〇二二	南都留郡道志村
上野原警察署	署所在地	上野原市上野原三八一九	上野原市のうち上野原及び大曽根（通称小倉に限る。）
	島田警察官駐在所	上野原市新田八四五	上野原市のうち新田及び鶴島
	大目警察官駐在所	上野原市大野一三三五	上野原市のうち大野及び犬目
	甲東警察官駐在所	上野原市野田尻五八二	上野原市のうち芦垣、和見、桑久保、野田尻、大曽根（通称小倉を除く。）、大椚、鶴川及び大倉
	棡原警察官駐在所	上野原市棡原二三三四	上野原市のうち棡原
	西原警察官駐在所	上野原市西原三九四八の二四	上野原市のうち西原
	四方津警察官駐在所	上野原市四方津七七〇の三	上野原市のうち四方津、川合、八ツ沢及び松留
	コモアしおつ警察官駐在所	上野原市コモアしおつ三丁目20番20号	上野原市のうちコモアしおつ一丁目、コモアしおつ二丁目、コモアしおつ三丁目及びコモアしおつ四丁目

	秋山警察官駐在所	上野原市秋山七〇九二の四	上野原市のうち秋山
	丹波警察官駐在所	北都留郡丹波山村二八〇二	北都留郡丹波山村
	小菅警察官駐在所	北都留郡小菅村四六五四の一	北都留郡小菅村
	鴨沢連絡所	北都留郡丹波山村四九二四の二	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十条第七号の改正規定は、平成十九年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県警察の組織等に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する警察署の長によってなされた処分その他の行為又は警察署の長に対してなされた申請、届出その他の行為は、この規則による改正後の山梨県警察の組織等に関する規則（以下「新規則」という。）に規定する警察署の長によってなされた処分その他の行為又は警察署の長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この規則の施行の際、別に辞令が発せられない限り、現に旧規則に規定する長坂警察署に勤務する者は新規則に規定する北杜警察署に、現に旧規則に規定する市川警察署に勤務する者は新規則に規定する鰍沢警察署に、現に旧規則に規定する塩山警察署に勤務する者は新規則に規定する日下部警察署に、現に旧規則に規定する都留警察署に勤務する者は新規則に規定する大月警察署に、それぞれ勤務を命ぜられたものとする。

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番